

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告
下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年6月2日 横浜地方法務局湘南支局 登記官 石橋 一二美
記

1 手続番号

- (1) 第0210-2024-0010号
- (2) 第0210-2024-0011号
- (3) 第0210-2024-0016号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

- (1) 藤沢市下土棚字大下1618番
- (2) 藤沢市下土棚字五行2408番
- (3) 藤沢市円行字中之塚1812番